

参考資料1

平成 28 年 10 月 7 日文化庁移転準備会議・

文化庁京都誘致協議会幹事会資料 5

今後の取組方針について

1. 先行移転について

先行移転に当たっては、以下の項目について協力を求められているところであり、具体的な検討を進めていきたい。

- 地域文化創生本部(仮称)への職員の派遣
- 執務室の候補の提案※
- 文化庁職員の宿舎確保への協力

※ 執務室の候補の検討については京都府及び京都市で対応

2. 本格移転について

「文化庁の移転の概要について」においては、文化庁の移転場所の候補の選考並びに法令的な課題及び必要経費等の検討については年内目途、具体的な庁舎の場所及び費用負担のあり方等の決定については平成 29 年 8 月末目途とされているところであり、検討の進捗を踏まえて議論する。